

## 平成23年度豊橋技術科学大学自己評価書

【進捗状況自己評価の基準】  
 IV…計画を上回って実施している  
 III…計画を十分に実施している  
 II…計画を十分には実施していない  
 I…年度計画を実施していない

中期目標	中期計画		年度計画		実績	自己評価						
	No.	計画	年度	No.								
<b>(前文)大学の基本的な目標</b>												
<p>豊橋技術科学大学は技術科学に関する教育と研究を通して社会に貢献することを使命とする。この使命のもとで本学は主に高等専門学校卒業生を受け入れ、豊かな人間性と国際的視野を持つ実践的創造的かつ指導的技術者を養成するとともに、国際競争力のある先端技術の開発研究を推進し、我が国の社会、特に産業界の活力の創出に貢献してきた。</p> <p>本学は、天然資源に乏しい日本の繁栄には高度な技術力とそれを担う優れた人材が不可欠であるとの認識を堅持しつつ、環境・エネルギー問題など地球規模の諸問題の中で求められる新たな持続的発展型社会の構築を見据え、その中で本学が果たすべき役割を考察し、第二期中期目標・中期計画を設定する。具体的には以下の課題を中心に活動を進める。</p> <p>[教育]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の変化に対応した課程の再編を行い、我が国の産業力の核となる基幹課程の充実と、新たな持続的発展社会の構築に対応する課程を整備し、現在から未来を見据えた新たな教育組織を整備する。</li> <li>・本学入学者の大半を占める高等専門学校卒業生の教育の強化のため大学院教育に重点を置き、レベルの高い基礎科学・教養教育とその上に立った実践的専門・技術教育を交互に進め「らせん型」教育を学部・大学院一貫で実施する。</li> </ul> <p>[研究]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで培った先端技術の開発研究を一段と強化し、国際的な研究拠点の形成を目指すとともに、持続的発展社会の構築に求められる先導的技術研究を推進する。</li> <li>・本学の特色ある技術科学研究と医学、農学、人文社会学など異分野との連携・融合を図り、技術科学の新たな融合領域の開拓を目指す。</li> </ul> <p>[国際展開]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際戦略本部のもとで、留学生の受け入れ・研修、日本人学生の海外研修・実務訓練、国際共同研究・人材交流などの国際交流に関連する活動の連携体制を強化し、世界に開かれた大学への展開を推進する。</li> </ul> <p>[社会貢献]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携推進本部のもとで産業界との連携を強化し、実践的な技術開発共同研究や技術移転を推進する。</li> <li>・地域自治体、企業との連携を積極的に進め、大学の持つ「知」が地域社会の活性化につながる主体的な取り組みを推進する。</li> </ul>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;"><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></td> <td style="width: 85%; vertical-align: top;"><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</b></td> </tr> <tr> <td><b>1 教育に関する目標</b></td> <td><b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b></td> </tr> <tr> <td><b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</b></td> <td><b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</b></td> </tr> </table>							<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</b>	<b>1 教育に関する目標</b>	<b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b>	<b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</b>	<b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</b>
<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b>	<b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置</b>											
<b>1 教育に関する目標</b>	<b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b>											
<b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</b>	<b>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</b>											
社会の変化に対応し、将来の持続社会構築に向けた課程の再編を行い、現在から未来を見据えた新たな技術科学教育を行う。	1	入学者選抜方法の改善等を踏まえ、アドミッションポリシーを明確にするとともに、学習・教育目標を設定・公開し、目標達成状況を常に検証する。	23	1	<p>再編後の学部入学者に対し、アドミッションポリシー及び修学状況等に関するアンケート調査を継続して行うとともに、入学料免除者の入学後の学業成績について継続して調査する。また、高等専門学校専攻科修了生推薦入試及び高等専門学校専攻科修了生特別推薦入試の制度について検討する。併せて、再編後の博士後期課程アドミッションポリシーを公開し、周知する。さらに、設定した学習・教育目標を公開し、周知する。</p>	アドミッション・ポリシー及び卓越した技術科学者養成プログラムに関するアンケート調査及び、修学に関するアンケートを実施し、併せて、同プログラムによる入学料免除対象在学生の学業成績等を調査分析し、入学料免除に係る効果等について、入学者選抜方法研究委員会報告書に取りまとめた。大学院高専専攻科修了生推薦入試および高専専攻科修了生特別推薦入試について検討し、両入試を継続して実施することとした。学習・教育目標に基づき整備したアドミッション・ポリシー、「入学までに履修が望まれる教科・科目等」及び、再編後の博士後期課程アドミッション・ポリシーを学生募集要項等へ掲載した。将来のリーダーとなる優秀な学生を獲得するため、学部3年次特別推薦入試を実施した。さらに、入学者の超過抑制対策について検討し、定員調整法を策定した。	III					
	2	技術者教育の質を、日本技術者教育認定機構（JABEE）等の第三者機関、あるいは厳正な自己評価によって保証する。	23	2	<p>学部教育の質保証については、JABEE以外の方法による質保証方法の検討を継続し、学内の意見も踏まえて、試行案を作成する。また、大学院教育の質保証については、JABEE以外の方法による質保証方法を調査し、内容を検討する。</p>	教育制度委員会に設置された教育の質保証WGにおいて、JABEE受審以外の方法による学部教育の質保証方法を検討し、教育制度委員会で審議するとともに、各系から意見を伺った。その結果、JABEEを受審しない課程は、試行案として、大学機関別認証評価の評価基準を利用して厳正な自己評価を行うことによって、教育の質保証を確保することとした。専攻については、JABEE以外の第三者評価は見当たらず、かつJABEE審査は特定の分野に対して実施されていることがわかった。そのため課程と同様、大学機関別認証評価の評価基準を利用して厳正な自己評価を行うこととした。	III					

再編による新しい教育体制のもとで、本学の特徴である「らせん型技術科学教育」を発展させる。	3	広い視野と柔軟な思考力を養成するため総合教育院を置き、技術科学に即した人文・社会科学を含むリベラルアーツ教育、未来社会を見据えた科学教育及び国際化に対応した教育を充実する。	23	3	開講された特徴的な講義の授業評価アンケート等を通じて、全学的な視点でリベラルアーツ教育等の改善点を検討し、順次カリキュラムに反映させる。また、引き続きTOEIC等の国際的通用性の高い試験や英語力向上プロジェクトを実施する。	共通教育WGで、平成26年度からのカリキュラム改定に向けて、リベラルアーツ教育の見直しの検討を開始した。英語に関しては、TOEIC IP試験について、平成22、23年度のスコアデータを分析し、早期からの語彙力強化のプログラム導入を考え、平成24年度から学部1、2年次の授業にe-learningによる語彙力強化を決定した。また、4年次の英語授業改善は当初の計画にはなかったが、新たに学習目的別クラス編成を検討し、平成24年度から実行する準備ができた。	IV
	4	実践的思考力を養成するため、学部・大学院における実務訓練・海外インターンシップを強化する。	23	4	学部における実務訓練及び大学院における海外インターンシップについて訓練生の意見・要望を確認し、実務訓練制度及び海外インターンシップ制度の改善方策を検討する。	実務訓練を履修済みの学生との意見交換会を開催し、学生の体験からの意見や要望を整理し、実務訓練実施上の問題点を確認し、改善方策を検討した。また、前年度よりも多くの学生に実務訓練等支援奨学金支給規程により海外で実務訓練を行うことを支援した。海外インターンシップ報告会を通して、学生への教育効果の観点から在り方について、教務委員会で検討した。また、海外インターンシップアンケートを実施し、その集計結果から訓練生の意見・要望を確認した。	III
	5	創造的思考力を養成するため卒業研究・修士論文の充実・実質化を進めるとともに、単位の実質化を踏まえて学生の主体的な学習を促す仕組みを構築する。	23	5	創造的思考力を養成する観点から、前年度作成した卒業研究・修士論文の評価方法を一部の系で試行し、その問題点を検証する。また、単位の実質化を図るために、学生の主体的な学習を促す方策を検討し、学習時間を確保するための取組みを実施する。	平成22年度の教務委員会で決定した修士論文の評価方法に基づき実施した修士研究(論文発表)の実施状況を確認し、創造的思考力の養成が図られているか、教務委員会で問題点を検証した。また、上記検証をもとに卒業研究の実施手法についても検討を開始した。学生の自主的な学習を促すために、復習用に数学・物理学等の基礎科目のe-ラーニング化について検討を行い、物理学からe-ラーニング化を開始した。	III
再編による新しい教育体制のもとで、多様な学習歴を有する国内外の学生に適切に対応する教育課程を編成する。	6	1・2年次における数学・物理・化学などの共通基礎科目や技術科学教育の充実を図る。	23	6	学生の授業アンケート結果を基に、数学・物理・化学等の共通基礎科目群における授業の進め方について問題点を検証し、授業の改善を図る。また、技術科学教育の充実を図るために、「プロジェクト研究」を実施し、問題点を検証して、講義形態等の改善を行う。	学生の授業評価アンケート調査結果を基に、数学・物理・化学等の共通基礎科目群における授業の進め方について、共通教育WGにおいて問題点を検証し、学習サポートルームにおけるTAと講義室ビデオの活用による授業改善を検討した。また、技術科学教育の充実を図るため、「プロジェクト研究」の実施方法を教務委員会で検討した上で実施した。実施後は、次年度に講義形態等の改善を図るために、実施方法・内容、問題点、改善点等委員会で確認した。	III
	7	高等専門学校からの3年次編入学生のための教育内容を点検し、改善する。	23	7	高等専門学校からの3年次編入学生のための教育内容を点検し、問題点があれば対応策を検討する。	高専からの3年次編入学生のための教育内容を、再編時に文部科学省に提出した書類に基づいて点検し、現時点において特に問題がないことを確認した。また、高専と技科大で連携して実施している全国高専教育フォーラムにおいて、3年次編入学生のための教育内容について情報交換を行った。	III
	8	高等専門学校専攻科からの大学院入学生のための教育体制を点検し、改善する。	23	8	高等専門学校専攻科からの入学者に対して実施した学習理解度調査の結果を分析し、専攻科からの入学者の学習理解度を向上させるための方策を検討する。	教育制度委員会において、昨年度実施した学習理解度調査の結果を分析した。そして、受け入れ側の意見と合わせて検討する必要があることがわかり、専攻科修士生を受け入れている教員にアンケート調査を行った。その結果を教育制度委員会で分析し、例えば教育・研究分野が変わった学生に対して学部の授業を受けるなどの方策を検討した。そして、教務委員会で具体的な検討を行うこととした。	III
	9	学部一博士前期課程の一貫性、博士前期一博士後期課程の連続性を踏まえて教育内容を点検・改善する。	23	9	博士前期課程のカリキュラムの充実を図る。また、博士前期課程-博士後期課程の連続性を踏まえ、データーメイド・バトンゾーン教育プログラムをはじめとした博士後期課程のカリキュラムについて検討を行う。	新課程における博士前期課程のカリキュラムを見直し、平成24年度教育課程に反映させ充実を図った。データーメイド・バトンゾーン教育プログラムカリキュラムについては、年度当初予定の異分野融合特論、バトンゾーン特論、開発リーダー特論を開講した。これまでの実施状況、博士前期課程-博士後期課程の連続性を踏まえたカリキュラムの充実を図るための改善点を検討し、前二者については平成24年度から、隔年開講とした。また、博士後期課程のカリキュラムの充実を図るため、平成24年度から先端融合特論Ⅲを開講することとした。	III

	10 外国人留学生に対し、指導的技術者となるための技術科学に関する体系的な教育体制を構築する。	23	10	英語特別コース及びツイニング・プログラムに関する調査で明らかになった改善点を制度に反映させるとともに、現システムで対応可能な教育改革を行う。	バンドン工科大学とのツイニング・プログラムについて、より多くの学生が参加できるよう対象分野の拡大等の制度改善を行った。博士後期課程英語特別コースでは、スラバヤ電子工学ポリテクニック(EEPIS)教育高度化支援協力として教員の受け入れ制度を現システム内で構築し事前指導等に着手した。	III
	11 e-ラーニング等により社会人教育の内容充実を図る。	23	11	社会人学生に対する教育手段の一つである遠隔授業(e-ラーニング)教材の開発を行う。	毎週受講できない社会人学生のために、博士前期課程学生の自然関係科目の必修単位である生命科学特論と環境科学特論のe-ラーニング化のためのビデオ撮影を実施した。	III
(2)教育の実施体制等に関する目標	(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置					
再編後の新しい教育体制をスムーズに機能させる。	12 新しい教育体制を年次進行させつつ、これまでの教育体制を維持するシステムを構築する。	23	12	組織の再編以前に入学した学生に適用される旧教育システムが円滑に運営されているかどうかを調査し、問題点があれば改善する。	組織の再編以前に入学した学生に適用される旧教育システムの運営に関して、教務課の窓口や何でも相談室の相談内容から、大きなトラブルは発生していないことを確認した。	III
	13 分野を横断する新しい兼務制度を整備し、これを積極的に活用した柔軟な教育体制を構築して、学生の学習意欲を高める。	23	13	学部2年次の必修科目である「プロジェクト研究」において、分野を横断する兼務制度を活用した柔軟な教育を行う具体的な手法について調査を行う。	「プロジェクト研究」について、学生の学習意欲を高める実施手法として、兼務教員の活用も含めて協議を行い実施方法を決定した。また、後期に実施した内容について、問題点や改善点を調査し実施した。	III
教員の教育改善を継続的に促進する新しい体制を構築する。	14 学生による授業評価アンケート結果を利用し、教育改善状況の把握と評価を行う手法を構築する。	23	14	改善された「前期・後期授業評価アンケート(新課程)」を用いて教員の教育改善状況の調査を行うとともに、教育改善の評価手法を検討する。	前期授業評価アンケートを実施し、アンケート結果を各授業担当教員に配付し、科目毎の結果について意見を収集した。また、教育特別貢献賞受賞者による授業参観(研究)を実施した。さらに新たにFD公開授業を企画し、実施した。教育改善の評価手法については、これまでに学内プロジェクトとして実施してきた「信頼できる教育改善評価法の研究」の内容を検討した。	III
	15 教員個人の自己点検の内容を教育改善にフィードバックする手段として、教員の自己点検書(教育)と担当授業科目に対するアンケート調査結果に基づく「教育特別貢献賞候補者推薦」を実施する。	23	15	教員の自己点検内容を教育改善にフィードバックする手段として、教員の自己点検書(教育)と担当授業科目に対するアンケート調査結果に基づく「教育特別貢献賞候補者推薦」を実施する。	平成23年度の「教育特別貢献賞候補者推薦」は平成22年度に改訂した基準に基づいて行った。そして教育制度委員会に設置した教育評価・改善専門部会において継続的に「教育特別貢献賞候補者推薦基準」の見直しを行った。その結果、担当科目数の条件を変更することとした。	III
全学的な教育改善を継続的に促進する新しい体制を構築する。	16 教育の補助・支援のため、学習サポートルーム等の充実を図る。	23	16	開講時間やTAの数、サポート科目、TAと科目担当教員との連携などを改善する。また、学習サポートルームを運営しつつ、設置場所を含めた問題点を調査し、改善点を検討する。	平成22年度に実施したティーチング・アシスタント(TA)に関するアンケート調査結果で設置場所を含めた問題点を調査し、調査に基づき、要望のあった化学担当TAを新たに配置するとともに、開講曜日及び実施場所を変更し実施した結果、相談件数が増加し、一定の成果があり改善が図られた。また、数学・物理学担当教員の研究室からTAを選出することにより、教員とTAとの連携の改善を図った。	III
	17 教務委員会の下に共通教育検討委員会を設立し、共通教育と専門教育の連携を強化する。	23	17	共通教育と専門教育の連携を強化するための具体的な手段を検討し、可能なものから実施する。	共通教育と専門教育の連携を強化するための手段として、共通教育担当者と専門教育担当者が共同で検討する共通教育WGグループを立ち上げている。英語教育WGが検討した語学力向上の方策・改善策等を実行すること、実施状況等の検証作業等を平成24年度に実施することを専門教育の担当教員に提案することとした。数学・物理学・化学の各分野については、共通教育と専門教育の担当教員間の連携の重要性を鑑み、分野毎に参加教員を指名した連携協議会を設置し、共通教育と専門教育の連携の強化を図った。	III

(3)学生への支援に関する目標	(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置						
学生の多様なニーズに対応し、充実したキャンパスライフを支援する学内体制の整備、充実を図る。	<p>18 編入学生、留学生、社会人学生など教育歴の異なる新入生に配慮したきめ細かな就学ガイダンスを実施し、新たな学生生活へのスムーズな導入を図る。</p> <p>19 体育施設、学生交流会館など課外活動施設の整備及び学生宿舎等の居住環境の整備を図るとともに、学生諸団体との意見交換会等を通じて学生の要望を課外活動支援に反映させる。</p> <p>20 学生相談、健康相談など各種相談制度を充実させ、学生の修学、生活、健康など学生生活全般に亘る支援体制を整備する。特に不登校学生への支援を充実させる。</p> <p>21 各種奨学金や本学独自の学生表彰制度である「卓越した技術科学者養成プログラム」など、経済的な支援制度の適切な運用を図る。</p> <p>22 学生の自主的学習のための環境整備とその効果的な運用を図るとともに、在学生が新入生にアドバイスを行うピアサポートの導入を図るなど、学習サポート体制を充実させる。</p> <p>留学生、社会人学生等への修学支援、生活支援を充実させる。</p> <p>本学の特性を活かした学部一大学院一貫キャリア教育・就職支援体制を充実させる。</p>	23	18	学部1年次、3年次及び他大学出身の大学院生に対する新入生オリエンテーションやガイダンス、日本語能力の異なる留学生に配慮した留学生ガイダンスにおいて、学生が円滑に大学生活を送るためのさまざまな情報や支援プログラムの提供方法を検討する。	情報提供の仕方を工夫し、学外からWEBにアクセスできるよう整備した。また、新入生が円滑な大学生活を送れるよう留学生から新入生(留学生及び日本人学生)への情報提供の場として、履修相談会を企画・実施した。留学生向けのガイダンスを充実させた。さらに今春入学した学生から要望のあった新入生向けオリエンテーションで学部1年の未配属学生向けの学内キャンパスツアーを実施するよう計画した。	III	
		23	19	クラス代表者、学友会等との定期的な交流会を開催し、学生の意見・要望を課外活動施設や学生交流会館等の整備・充実に反映させる。また、学生宿舎関連設備の整備・充実を図るとともに、福利厚生事業の問題点を整理する。	クラス代表者、学友会等との懇談会を開催し、各団体からアンケート調査を行い、学生からの意見・要望を集約した。学生からの要望が強い学生宿舎のシャワー室を改修し、屋上防水の改修工事を実施した。また、学生の団体(クラス代表者会議・学友会)と連携して、食堂のメニューコンテストを策定し、福利厚生事業者と連携した取組を計画した。	III	
		23	20	学生生活実態調査の結果を検証し、報告書をまとめた。また、「学生相談(カウンセリング)」、「何でも相談窓口」等の相談員の増加及び相談日の拡大に努め、学生相談体制を充実させる。さらに、学生相談担当者による連絡会を定期的に開催し、学生相談上の問題点を共有し、対応策を検討する。	昨年度まとめた学生生活実態調査報告書から、学生相談の現状における問題点を把握し、報告書をまとめた。その報告書の結果をもとに、学生相談窓口(B-203室)に常駐のインターーカー、何でも相談窓口2(B-205室)に常駐の相談員及び各課程に1名のアドバイザー教員(学生相談連絡会の教員)置き、相談窓口を充実し、学生が相談しやすい環境を整備した。学生相談担当者による連絡会を定期的に開催し、学生相談上の問題点を共有し、対応策を検討した。	III	
		23	21-1	本学独自の学生表彰制度である「卓越した技術科学者養成プログラム」の充実を図るとともに、各種奨学金、授業料免除制度やアルバイト等について広く情報を提供し、学生への支援を充実させる。	卓越した技術科学者養成プログラムの親規程を制定し、付随する規程の改正を実施したことにより、学部入学から博士後期課程修了までの各種学生支援プログラムを「卓越した技術科学者養成プログラム」として総括して定義した。アルバイト、家庭教師の求人情報について、Webサイトを利用することにより利便性の向上が図られた。	III	
		23	21-2	平成23年3月に発生した東日本大震災により授業料等の納付が困難となった学生に対し、経済的理由により修学を断念することがないよう、授業料免除等の経済支援に関する制度の充実を図る。	入学料免除及び徴収猶予取扱規程、授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程に基づき、罹災証明をよりどころとして、本学独自の判断で被災者の経済支援に迅速に対応したことにより、東日本大震災・原子力災害からの復興を主な目的として措置された平成23年度補正予算(第3号)に応じて、該当する被災者に対する追加支援を実施した。また、入学試験の検定料についても、当面の被災者には既存規定に基づく特別措置により対応し、今後における支援の制度化のために新たに検定料の免除取扱規程を定めた。	III	
		23	22	ピアサポート活性化のための改善策を検討するとともに、図書館、国際交流センター自習室・WEB教室などの有効利用を図る。また、オフィスアワーの活用状況について調査を行う。	ピアサポート体制を充実させるために履修相談会を春・秋に実施し、勉学指導のためのチューター体制を確立した。また、新入生に対して新しい大学生活がスタートできる仕組み作りを策定した。図書館、国際交流センター自習室・WEB教室の利用状況を確認した。オフィスアワーの活用状況についても、学生支援室で調査した。また、卒業・修了生調査により学生のオフィスアワーの活用状況等を調査した。	III	
		23	23	留学生、社会人学生及び障がいを持つ学生等への有効な修学・生活支援制度を検討する。特に、女子学生の進路選択に関する詳細な情報を提供できる仕組みを整備する。	留学生への就職支援として、日本人を含めて行われるキャリアガイダンスに加え、留学生を対象とした進路・就職ガイダンスを実施した。また、学内外の留学生への採用情報について積極的に提供した。障がい学生への支援について、まずは教員に対して障がい学生への支援の理解を深めてもらうための活動を実施した。女子学生の進路選択に関する情報を男女共同参画推進室ホームページから提供している。	III	
		23	24	在学中に取得可能な各種資格制度に関する情報を収集し、隨時学生に提供する。さらに、社会人基礎力養成を目指したセミナー、ガイダンス等を計画的に開催する。	各種資格制度に関する情報を収集し、学生に提供した。実務訓練で実社会において実践的技術感覚を体得するにあたり、事前に社会人としての基礎力養成を支援するため、キャリアガイダンスを開催した。また、MOT人材育成により博士前期学生を企業に派遣し、よりレベルの高い人材養成を行った。	III	

	25	キャリア情報室の充実を図り、企業説明会及び就職講座等を定期的に開催し、企業や就職状況に関する最新の情報を提供できる体制を整備する。	23	25	キャリア情報室の整備・充実に努める。また、就職に関する講演会、セミナー等を充実させ、就職率の向上と学生の希望に沿った就職先の確保に努める。さらに、学生のキャリア・就職支援制度のあり方について検討を開始する。	キャリア情報室を就活支援ブック、公式ホームページ及びキャリアガイダンスにおいて紹介し、利用を促進した。また、キャリアガイダンス、就職講座、学内企業説明会等を開催して、学生へ就職情報の提供や就職活動の支援を行った。さらにキャリアカウンセラーを拡充して、相談日の増加に努め、キャリア支援・就職体制の整備を図った。就職担当教員連絡会において、学生の就職支援制度の方について、検討を開始した。	III
<b>2 研究に関する目標</b>	<b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b>						
(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置						
本学の基本理念に基づき、技術科学を中心とした研究大学として世界を先導する研究開発を推進し、特定分野で世界的研究拠点を形成する。	26 グローバルCOEプログラム等の大型プロジェクトを通じて、ブレークスルーを起こすためのセンシング技術を基盤とする先端的研究を推進とともに、その成果を社会に還元する。	23	26	センシング技術を基盤とする先端的研究を推進するための環境を整備とともに、研究を推進し成果を公表する。	エレクトロニクス基盤技術分野と先端的応用分野(ライフサイエンス・医療・農業科学・環境・ロボティクス等)との新たな融合研究を実施する「エレクトロニクス先端融合研究所(EIRIS)」において、テニュアトラック制度により雇用された国内外の若手教員による研究活動を推進するとともに、EIRIS所属教員による「アジア太平洋異分野融合研究国際会議」やテニュアトラック教員による「テニュアトラックプログラムシンポジウム」を開催するなど研究成果を積極的に発信した。	III	
	27 高度な研究活動を通して優れた専門知識と技術科学能力を有し、世界的に通用する高度専門技術者の育成を行う。	23	27	若手研究者育成のためのプロジェクト研究を推進とともに、高度な研究活動を通じた大学院生の育成の方策を検討し、実施する。	グローバルCOEプログラムにおいて、LSIの設計から評価に至る工程一貫して実施可能な「LSI工場」を活用し、世界をリードする創造的な人材育成を行うとともに、事業報告シンポジウム及び事業報告書の冊子作成を行った。また、企業的センスを身に付けた眞のリーダーを育てるため、企業経営者から直接学ぶ機会を設けるなど本学独自のカリキュラムであるテーラーメイド・パッソーン教育プログラムを実施した。また、学内競争的経費に若手教員を対象とした募集区分を創設し、研究の機会を幅広く提供した。	III	
	28 教員の教育研究活動、研究業績等について社会への情報発信を積極的に推進する。	23	28	教育研究活動の情報発信を積極的に行うとともに、情報発信方法の改善策を検討し、実施する。	教育研究活動の情報を公式ホームページに掲載するとともに、市政記者クラブやFM豊橋を利用した研究成果の公表等を行った。また、イノベーションジャパン等の学外フェアで本学のシーズを積極的に公開した。さらに、より効率的な情報発信が可能となるよう、各教員が個々にwebページで発信している研究成果について、公式ホームページ上の「教員紹介」に統合する様に対応を行った。	III	
持続的に発展可能な社会の構築のため、異分野融合によりイノベーションの源泉となる技術科学研究を推進し、その成果を社会に還元する。	29 他大学・他研究機関等との連携により、医工連携、農商工連携に関する共同研究等を推進とともに、文理融合により新たな技術科学の研究活動の活性化を推進する。	23	29	他機関との医工連携、農商工連携に関する共同研究等を推進とともに、文理融合に繋がる活動を実施する。	他機関と医工連携、農商工連携に関する共同研究等を推進するため、産学連携推進本部Day等で研究紹介を行ふとともに、東海iNET産学官連携に関する情報発信を行い、医工連携等に繋がる研究を他機関等に紹介した。また、医工連携研究会で厚労省科研を検討し申請するなど連携を行った。さらに、愛知大学との新たな文理融合の検討や愛知県身障者コロニー発達障害者研究所と医工連携について打合せを行うなど、新しい連携活動を行った。	III	
	30 学内の組織再編を通して、生命科学、環境学などの社会的な要請に合致した研究を推進する。	23	30	社会的な要請に合致した研究を推進する体制のもとに、生命科学、環境学等の分野に関する共同研究活動の活性化を図る。	安全安心地域共創リサーチセンターを設立し、社会の要請に合致した研究を推進できる体制を構築した。また、行政・企業等と「バイオマス・CO2・熱有効利用拠点の構築」及び「自然エネルギー活用型次世代高収量生産植物工場の為の新技術の実証設備」の生命科学、環境学等に係るプロジェクトを実施した。	III	
研究開発成果に基づく知的財産の戦略的な蓄積と利活用を通して社会に貢献する。	31 産学連携推進本部の強化により教員への支援を充実とともに、戦略的な出願及び管理を実施し、知的財産の蓄積、利活用及び産学連携を促進する。	23	31	知的財産の蓄積と利活用を通じて社会に貢献するため、特許出願に関する教員への効果的な支援を実施する。さらに、産業界への知的財産・産学連携情報の発信を行う。	コーディネーターが研究室を訪問し、教員とともに発明の把握を行うことによって、特許出願に関する効率的な支援を行った。出願した特許は、新技術説明会での説明、各種展示会の出展等により、情報発信を行った。また、特許を基にした研究会をベースに、補助事業の応募を行い外部資金の獲得を行った。	III	

(2)研究実施体制等に関する目標	(2)研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置						
高度な研究を推進する体制と環境を充実強化する。	32 学内組織の再編等により、社会の要請に対応する分野の高度な研究を推進する体制を構築し、戦略的な企画立案を行う。	23	32	社会の要請に応える高度な研究推進が図られる体制を構築する。	学内組織を改組し、「安全安心地域共創リサーチセンター」を設置し、社会の要請をより対応できるように体制を構築した。		III
	33 研究水準の向上のため、研究活動に係る自己点検・評価結果等を踏まえた研究資源(資金、人員)の配分を積極的に推進する。	23	33	研究活動の評価を研究資源の配分に反映させる方法を検討し、試行する。	教員の研究活動に対する評価に基づく研究資源配分方法を検討し、科学研究費補助金の審査結果に基づき経費を配分する「科学研究費獲得支援経費」及び学振の特別研究員の審査結果を基に研究費を配分する「学生研究支援経費」を平成23年度より新たに実施した。また、教育研究活性化経費については、自己点検・評価項目を明確化した申請書を整備した。		III
国際的・全国的・地域的共同研究、受託研究等をさらに推進するための全学的支援体制を強化する。	34 全国及び地域の企業、自治体、金融機関等との連携を推進し、産学連携協力システムを強化する。	23	34	全国及び地域の企業、自治体、金融機関等との人的交流・情報交換を推進する。また、共同研究・受託研究が活性化するための方策を策定し、実施する。	金融機関との連携関係を活用して、産業界のニーズを把握して大学シーズとのマッチングを図るニーズ・ブル型の技術移転活動を推進した。産業界から好評を得ており、産金学官の連携関係を強化することが出来た。		III
	35 教員の国際的共同研究の推進を支援するための体制を構築する。	23	35	国際的共同研究の実態調査を行い、教員支援のための体制整備の準備を行う。また、安全保障輸出管理体制の問題点を検討する。	国際的な共同研究及び教員支援に必要な法務体制を整えるとともに、MTA (Material Transfer Agreement)に関する学外との連携・協力体制を構築した。また、安全保障貿易管理体制を見直し、安心して海外機関との共同研究を実施するための教員支援体制を構築した。この体制により、ヒトの移動に関する問題に対しても適正に対応することが出来た。		III
学内研究資源(施設・設備機器、情報など)を機動的に有効活用できるシステムを強化する。	36 研究スペースの見直しを行い、若手研究者への研究スペース配分も考慮し、課金制度を維持運用するとともに、研究環境(電気、ガス、水道、情報等)の改修を計画的に実施して、研究推進に寄与する。	23	36	新たに構築した施設マネジメント基本方針に基づいて課金制度の整備運用を進めるとともに、研究スペースの利用状況を調査し研究環境改修計画を検討する。	新たに定めた施設マネジメント基本方針に基づいて平成23年度から課金制度の運用を実施し、計画的に研究環境の改修が実施できるよう改修計画を作成した。この計画に基づいて、B2,B1棟及び固体機能デバイス研究施設の空調改修工事を実施した。さらにB1棟2F実験室を大講義室に改修し、ICCEEDの施設を総合研究実験棟3Fに集約するとともに、その他環境防災実験棟の研究環境改善など、学内研究施設の有効利用を図った。		IV
	37 研究設備等マスタープランの定期的な見直しを行い、学内共用の研究設備、情報設備の計画的な整備を推進し、研究の促進に寄与する。	23	37	教育研究設備整備マスタープランの改訂等により学内供用の研究・情報設備を計画的に整備し、維持・保全を行う。	教育研究設備整備マスタープランに基づいて計画的な設備整備を行うとともに、マスタープランを改訂した。また、学内に無線LANシステムの整備・充実及び教室用映像音響装置の整備・充実を図るなど、サービスの充実を図った。		III
	38 学内の特許情報、研究情報を集中的に管理・更新し、戦略的産学連携活動に結びつける。	23	38	大学ホームページの「研究紹介」及び学内の特許データベースの更新を行う。	「研究紹介」冊子について、データの更新を行った。作成した改訂版を、各種展示会等で配布、活用し、研究シーズの情報発信を行った。特許情報データベースを再構築し、学内の特許情報約600件を集中的に管理する体制を強化した。		III
<b>3 その他の目標</b>	<b>3 その他の目標を達成するための措置</b>						
<b>(1)社会との連携や社会貢献に関する目標</b>	<b>(1)社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</b>						
社会との連携や社会貢献のための体制を強化する。	39 行政・教育・研究機関、企業、学協会、法人、民間団体等との技術科学等に関連した連携・支援事業を促進する。	23	39	地域連携室の体制を充実させるとともに、行政・教育・研究機関等と連携した支援事業を実施する。	地域連携室の理念及び行動指針を策定し、社会貢献に対する考え方を明確に示したことにより、学内の連携・協力体制をより強固なものとした。さらに、社会連携・地域連携の推進を強化するため、平成24年4月から地域連携室を発展させた社会連携推進本部の新設を決定した。また、自治体との連携により、教員による調査・研究を実施するとともに、教育委員会、高校と連携し、ニーズに基づいた事業を実施した。		IV

本学が有する知や研究成果を活用し、教育・文化の向上、地域社会の活性化に貢献する。	40	社会人や市民に対する再教育・生涯学習・研修等を通じ、また、小中高校等教育機関と連携し、アウトリーチ活動を積極的に行い、社会における技術科学等に関する教育・文化の向上に貢献する。	23	40	地域の市民や社会人に关心の高いテーマによる再教育・生涯学習講座を実施するとともに、地域の小中学生を対象とした技術科学理解増進のための事業や高校生を対象とした科学技術系人材育成事業を充実させる。	本学が主催する一般公開講座の実施にあたり、より多くの市民の参加が得られるよう、受講料の無料化、実施時期・期間・内容の見直しを行うとともに、市民に关心の高い「地震(津波)、防災」等をテーマにした講座を開講した。また、地域の小中学生を対象とした講座及び高校生を対象とした講座の開講にあたっては、講座数の増加や実施期間の延長等の改善・検討を踏まえて実施した。	III
	41	行政、大学等研究機関、企業等との連携を積極的に進め、大学の持つ技術科学等に関連した「知」や「研究成果」を基軸に、社会の活性化につながる取り組みを積極的に推進する。	23	41	地域自治体等と連携した研究、事業を推進するとともに、教育・文化向上のため市民に关心の高いテーマによる講座や教育機関と連携した事業を実施する。	自治体からの要請による調査・研究を実施するとともに、自治体の生涯学習事業に対して、市民に关心の高い「地震(津波)、防災」等をテーマにした講座を開講した。また、「研究室訪問と技術相談会」を開催し、若手研究者の研究成果と企業のニーズとのマッチングを行うとともに豊橋市教育委員会と連携した小中学生向け講座、愛知県教育委員会と連携した高校生向け講座、SSH採択校等の高等学校と連携した高校生向け講座を開講した。	III
(2)国際化に関する目標	(2)国際化に関する目標を達成するための措置						
国際交流・連携を推進するための体制を強化する。	42	国際交流・連携を全学的に推進するための戦略を策定し展開する。	23	42	国際交流・連携を全学的に推進するための戦略(第1版)を策定し、実施可能な取組に着手する。	国際戦略(第1版)(案)を策定した。大学間交流協定を活用し、ヨーロッパの大学との学生交流・研究者交流(ダブルディグリープログラム、海外インターンシップ等)の促進を図った。さらに、平成23年度においては、長期派遣留学、Erasmus Mundusコンソーシアム参加等の取組を行い、国際交流・連携の全学的推進を図った。	IV
	43	工学教育国際協力研究センター(ICCEED)をはじめとした諸センターの再編等により、推進体制を強化する。	23	43	留学生及び外国人研究者が安心して教育・研究活動ができるよう、事務局の支援体制の強化を図る。	事務局職員に、学内における英語研修受講やアメリカ短期国際研修派遣、国外における本学の国際交流活動・本学紹介活動等に同道する機会を提供することにより、事務局職員の国際業務処理能力の向上を図った。	IV
開発途上国を含む海外の高等教育機関との連携・交流を推進する。	44	海外の大学・研究機関との交流協定を積極的に整備し、締結した協定校との交流状況を分析し、必要に応じて見直す。	23	44	交流協定のメリットが存分に得られる具体的な連携・交流の企画を検討する。新規の協定締結や既存協定の更新に際しては、実質的・具体的な連携・交流の実態と本学にとってのメリットについて十分かつ確実に検証し、新たに具体的な交流の予定があると強く見認める場合には、積極的に協定を締結する。さらに、本学の目標達成に即した交流協定の積極的な整備と活用に向け、必要に応じて本学の交流協定締結の基本方針(平成15年9月9日承認)を再検討する。	大学間交流協定のメリットが得られるダブルディグリープログラム、ツイニングプログラム、海外インターンシップ等について検討し、促進を図った。また、平成23年度においては、交流協定校への長期派遣留学、交流協定校としてのErasmus Mundusコンソーシアム参加等を行った。さらに、大学間協定により連携・交流を推進するために、新たに9大学と交流協定を締結した。	III
	45	重点的に交流を推進する海外の大学等を選定し、教育協力、共同研究、産学連携協力を積極的に実施する。	23	45	重点交流拠点と位置付けるべき大学・研究機関との具体的な連携・交流計画を策定し、全学的な実施体制を検討する。	重点的に交流を図る拠点機関の対象校として新たに3大学を選定して計7大学とし、また候補先として2大学を取りやめて4大学を新たな候補先とした。このうち欧州の複数校とは学生の交換留学を実施し、ダブルディグリー制度化に向けた協議を始めていた他、サマープログラム開催への対応を検討することとした。重点拠点校のバンドン工科大学とはツイニングプログラムの対象専攻系を全学に拡大し、実施運営にあたるワーキンググループを再構築した。また、短期セミナー(大学生国際交流プログラム)をJASSOの短期留学奨学金の対象に見合う教育内容とすべく改善を図っている。	III
	46	本学の外国人向けホームページの充実を図るとともに、海外における本学の同窓会を積極的に支援し、広報及び情報発信機能を強化する。	23	46	外国人向けホームページを有効活用するため、交流協定校等のリンクを掲載するなど、国際交流センターのホームページの充実を図る。また、留学生同窓会の支援方策を策定する。	英語版ホームページの有効活用のため交流協定校等のリンクを掲載し充実を図った。また、留学生同窓会支援策を国際戦略本部作成の国際戦略第1版に明記した。	III

留学生・外国人研究者の受入を強化するとともに本学の学生、教職員の海外派遣を積極的に促進する。	47	外国人教員・研究者の受入は、国際交流協定校等から年間本学教員の10%程度以上を目指す。また、本学教職員の国際的レベルを維持・発展させるため、各種事業・海外派遣制度を利用して、年間本学教員の5%程度以上の派遣を実現するとともに、学生の海外派遣・留学を推進する。	23	47	外国人教員・研究者の受入れや本学教員・学生の派遣を促進する事業を積極的に実施する。併せて、制度面・資金面・支援体制面等の問題について多角的に検討し、国際戦略に反映させる。また、事務職員を海外に派遣して国際活動の現場を体験させることにより、国際業務対応能力の向上を図る。	大学生国際交流プログラムを実施するにあたり、多くの学生の積極的な参加が得られるよう配慮した。インドネシア・スラバヤ電子工学ポリテクニック教育高度化計画を確実に実施するため、専門部会を設置し、協力計画の具体化を図った。事務局職員に、学内における英語研修受講やアメリカ短期国際研修派遣、国外における本学の国際交流活動・本学紹介活動等に同道する機会を提供することにより、事務局職員の国際業務処理能力の向上を図った。	IV
	48	アジアを中心とした留学生・研究者のネットワーク、発展途上国の工学教育強化プロジェクト、留学生を含む人材養成の強化を図るために、工学教育国際協力研究センター(ICCEED)をはじめとした本学の諸センターを積極的に活用する。	23	48	学内の国際交流情報を活用し、本学の国際交流に関わる外国人研究者等の参加を得て国際シンポジウムを開催する。その中で、留学生・外国人研究者のネットワーク強化や受入れ・派遣の推進方策を検討するとともに、人的交流・国際協力を推進する。	ICCEED設立10周年を記念して本学主催の国際シンポジウムを開催し、留学生・外国人研究者のネットワーク強化や受入・派遣の推進方策を検討した。さらに、インドネシア・スラバヤ電子工学ポリテクニック教育高度化計画事業、JICA研修事業等を実施、ICCEEDを中心とした人的交流・国際協力を推進した。	IV
	49	留学生30万人計画を踏まえ、外国人留学生の受入の拡大に努め、在籍学生の10%程度以上を年間目標に受入を推進する。	23	49	外国政府機関等との連携の強化や外国政府機関等の奨学金制度の積極的な活用を検討し、留学生在籍人数300人増加に向けての行動計画を策定する。また、留学生及び外国人研究者が行う教育・研究活動を支援するため、国際関係業務に意欲のある職員を育成する。	国際戦略本部策定の国際戦略第1版に留学数増加に向けての行動計画を明記した。さらに、インドネシア・スラバヤ電子工学ポリテクニック教育高度化計画支援協力、JICAアフガニスタン長期研修員の受け入れ等外国政府機関等の奨学金制度の活用による留学生数増加への取組みを行った。また、事務職員を対象に英語研修を実施、5名を短期国際研修としてアメリカの大学等に派遣し、国際関係業務に意欲のある職員の養成を行った。	IV
地域社会の国際化に貢献する。	50	三遠南信地域を中心とした行政機関・国際交流協会等と連携を図り、地域社会の友好親善事業・交流会・ホームステイ事業への協力を強化する。 また、外国人留学生、本学教職員を国際理解教育、地域の国際交流事業等を行う小中高校等に派遣する。	23	50	留学生との意見交換会等から得た情報を基に、地域社会の国際化に貢献するための行動計画を策定する。また、留学生を国際交流協会が主催するホームステイ事業により派遣するなど、地域社会の国際化に貢献できるパイロットプロジェクトを推進する。	地域社会の国際化に資するため国際戦略本部作成の国際戦略第1版に地域交流に関する行動計画を明記した。引き続き地域自治体、国際交流団体の実施する国際理解教育へ出身国、専攻等が偏らないよう調整したうえで、留学生を参加させた。また、留学生意見交換会及び懇談会を実施し、国際交流協会及びロータリークラブ等と地域社会の国際化のパイロットプロジェクトを推進するための交流・参加方法等について意見交換を行なった。	III
(3)高等専門学校との連携に関する目標	(3)高等専門学校との連携に関する目標を達成するための措置						
高等専門学校との教育研究上の連携を強化するための体制を整備する。	51	高専連携室を中心とした高等専門学校との連携の枠組みを拡充する。	23	51	高等専門学校と連携した技術者教育について、緊密な情報連携を行うための仕組みを検討するとともに、協定に基づき教育面での連携活動を推進する。 また、高等専門学校との人事交流制度を活用するための見直し計画を作成し、人事委員会等に提言する。	高専エキスパートを通しての組織的に大学情報の提供および高専からの情報収集を行った。また、東海5高専との教育研究交流に関する包括協定を締結し、連携を実際にうため連携協議会を開催、高専側との意見交換を行い、次年度以降の連携の実施を確認した。また、高等専門学校との人事交流制度の活用については、高専連携教員制度の活性化を図る方向で、高専連携教員承認手続を確認するとともに、高専連携教員の選出ガイドラインを作成することとした。	III
高等専門学校との教育研究上の連携を強化するための体制を整備する。	52	高等専門学校との教育研究連携に基づく学生の入学制度及び支援制度を整備する。	23	52	高等専門学校専攻科修了生特別推薦入試合格者並びに卓越した技術科学者養成プログラム採択者について、入学後の修学状況の追跡調査を行い、制度実施の効果を検証する。また、高等専門学校と連携した編入学生の教育支援体制を整備する。	専攻科特別推薦導入前後の退学率の比較を行い、検証を行った。また、卓越した技術科学者養成プログラムはワーキンググループを設置し見直しを行い、新たな支援制度の検討を行った。さらに、高等専門学校との指導の連携を行うため、高専時代のクラス担任の調査を行った。	III
高等専門学校との教育研究上の連携を推進し、相互の発展を図る。	53	一貫した技術者教育のための高等専門学校との教育連携及びファカルティ・ディベロップメント(FD)を推進する。	23	53	技術者教育における高等専門学校との連携、教育の連続化のための取組について検討するとともに、各協定校と連携し、技術者教育のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を実施する。また、体験実習生の受け入れ、IT活用実践研修会の開催等の高専連携室事業について、改善策を実施する。	高専連携教育研究経費の配分により引き続き高専と連携を行うとともに、高専体験実習生受入およびIT活用実践研修会への協力、テクノフォーラム等高専行事への出席・協力を引き続き行った。また、高専・技科大連携教員研究集会では、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の一つとして、専門分野毎に高専側から大学側への要望、大学側から高専在学中に勉強してきて欲しいこと等の教育に関する意見交換を実施するとともに、本学に入學して活躍している学生の紹介を行った。	III

	54	高等専門学校との共同研究、教員交流を推進・支援する。	23	54	高専連携教育研究プロジェクトを実施し、高専連携研究発表会の開催、共同研究の学会での研究発表を支援する。また、専門分野における高専教員との交流集会を開催する。	高専連携教育研究プロジェクトを継続して実施するとともに、前年度の成果報告会を行い、高専生が発表する場を提供した。引き続き募集要項に「学会での研究発表など対外的な公表を奨励する。」旨記載し、配分したプロジェクト経費からの旅費支給を通じ、共同研究プロジェクトの成果発表支援を行った。また、高専・技科大連携教員研究集会を開催し、高専・技科大の教育の連携のため専門分野毎の討論会を行った。	III
<b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b>	<b>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置</b>						
<b>1 組織運営の改善に関する目標</b>	<b>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</b>						
技術科学大学の特性を活かした機動的、効率的な大学運営及び外部の意見を活かした戦略的な大学運営を遂行する。	55 学長がリーダーシップを發揮し、教育研究組織の再編に合わせ管理運営体制を整備・充実する。	23	55	再編に合わせ整備した管理運営体制について検証を行う。	学長のリーダーシップの下で、平成22年度からの教育研究組織の再編時に合わせて整備した管理運営体制について隨時検証を実施した。その結果、国際化推進担当の学長補佐の配置、新規プロジェクトへの対応組織の整備、技術支援室の設置を行うとともに、社会連携推進に係る本部や学生プログラム推進のための委員会について検討を行った。	III	
主に高等専門学校卒業生を受け入れる大学として、一般大学とは異なる個性・特色を明確にし、先進的かつ先導的な技術科学教育・研究を実施する教育・研究組織を確立する。	56 経営協議会をはじめとして、学外有識者による「アドバイザーミーティング」を活用するとともに、ステークホルダー等の意見を反映する学内体制を追加整備し、外部の意見を取り入れる体制を一層充実する。	23	56	経営協議会、アドバイザーミーティング等を通じ、機動的・効率的かつ戦略的な大学運営を遂行するため、集約した意見の反映状況を公開する。さらに、報道機関等との意見交換会を実施し、外部からの意見を必要に応じて大学運営に取り入れる。	経営協議会、アドバイザーミーティング等の学外有識者から本学の運営に關していたい意見については、学内で検討のうえ、活用できるものは活用し、大学公式ホームページに活用状況を公開した。また、報道機関、保護者、大学実施事業への一般参加者など、多様な学外者からの意見を聞く機会を設けるなど、大学運営への反映を可能にした。	III	
本学の教職員が活性化する人事システムを整備し、充実する。	57 教育研究の活性化のため、戦略的な配分(人材、施設・設備、予算配分等)を見直し、整備・充実する。	23	57	戦略的な予算配分等を行うとともに、平成24年度からの学生定員増員に向けて施設・設備を整備する。	競争的プロジェクト経費と類似する他の学内経費を集約し、プロジェクトの組み替えを行ふとともに、公募の一元化、重点的な予算配分、優秀な学生等を確保するための学生支援経費の措置など、学長のリーダーシップにより一層の効果的・戦略的な資源配分を行った。また、学生定員増員に向けて、既存の実験室を講義室に改修するとともに、講義棟内の女子用便所の増設と男子便所の整備を行った。さらに、学生定員増への対応として、各系の学生数に基づく教員数の見直しを行い、平成24年度からのコア教員数を変更した。	III	
	58 学部・大学院及びセンター等(教育組織、研究組織、教育・研究支援組織等)を再編し、学年進行に沿って整備するとともに、完了後は再編内容について検証する。	23	58	学部・大学院を学年進行に沿って整備するとともに、平成24年度からの博士後期課程の改組に向けた具体的準備作業に着手する。	再編した教育研究組織について、リサーチセンターの設置及びセンター内組織の見直しを行った。また、博士後期課程改組に向け関係機関との事前調整等準備作業を行い、事前伺いを提出した。その結果、平成24年度からの改組が認められ、関連規則の改正等必要な準備を行った。	III	
	59 優れた教職員を確保するため、教員の人事企画、採用計画等の人事計画を策定するとともに、女性及び外国人等の採用による教員構成の多様化などを積極的に推進する。	23	59	優れた教員の確保に向けて、若手教員の流動化を積極的に推進するとともに、教員構成の多様化を図るために任期制適用ポストの見直しを行う。また、任期付教員の任期満了時の取扱いを検討する。	任期制ポストの見直しを行い、流動性の確保のため、助教は現行の任期制のままとし、再任回数を原則1回とする取扱いに改正した。また、教員構成多様化のため、外国人研究員の採用枠を新設し、3名の外国人研究員を採用することとした。任期付教員については、再任審査基準を簡潔にし、取扱いを明確にすることとした。	III	
	60 人事評価制度の検証、必要に応じ改善を行うとともに、引き続き人事評価結果等を活用し、給与、昇任等の処遇に反映させる。	23	60-1	一般職員の人事評価制度を見直すとともに、給与、昇任等の処遇に反映させる。	事務組織の改組(専門員・専門職員新設)に伴う事務職員の評価及び技術支援室設置に伴う技術専門職員の評価体制についてそれぞれ人事評価実施要領の見直しを行うとともに、行動能力評価シートの様式を半期分ごとの別様とし、給与、昇任等の処遇に適切に反映できるよう改正を行った。また、人事評価研修を行い、評価者・被評価者双方へ評価制度の意義や目的を理解させるとともに、評価能力の向上と評価者間の評価基準の標準化を図った。	III	

		23	60-2	昇給、期末・勤勉手当への個人評価結果の反映状況を検証し、複数年の教員の個人評価の総合結果を給与・昇任等へ反映する人事評価制度システムを検討する。	昇給、期末・勤勉手当において優秀者として選出された者の個人評価結果を検証した。人事委員会において、検証結果を基に、直近の評価結果のみならず、複数年の評価結果を昇任等に反映する人事評価制度の検討を行った。	III
<b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</b>	<b>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b>					
管理運営への参画、教育研究活動に対する支援の強化、産学官連携・高専連携・地域連携の強化、学生に対するサービスの向上のため事務改革を推進する。	61 教育研究組織の再編に合わせ、事務組織を整備・充実する。	23	61	再編に合わせ整備・充実した事務組織(技術支援体制を含む。)について、検証を行う。	全般的な技術支援を行うため、教員と技術専門職員で構成する技術支援室を新設し、組織的な技術支援を行える体制を構築した。技術支援室会議及び技術支援部会を毎月開催し、室の運営、技術支援の在り方等について検討・検証を行った。また、運営関係会議、各室・本部及び委員会を対象とした運営状況等に関する調査を実施してその把握・検証を行った。	III
	62 第二期事務改革アクションプランを作成し、重点課題(人事制度改革、事務の簡素化・合理化、事務職員の再配置)に対する具体的な実行計画により、事務改革を推進する。	23	62	第二期事務改革アクションプランを策定し公表する。さらに、事務改革の推進状況を検証するとともに、具体的な実行計画を可能な限り実施する。	「事務改革アクションプラン2010-2011」を策定し、大学公式ホームページで公表した。平成23年度に係る実行計画を実行するとともに、平成22年度に係るアクションプランについて検証を行い、取組状況及び評価結果をホームページで公表した。また、次年度向けの「事務改革アクションプラン2012」を策定し、同様に公表した。さらに、事務部門の連携や共同処理により事務の効率化・省力化が可能な事項を検討し、実施することを目的として、東海地区の8国立大学法人が事務連携に関する協定を締結し、該当業務毎にWGを設置し検討して、連携可能な事項について平成24年4月から実施することとした。	IV
<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</b>	<b>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためのべき措置</b>					
1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の安定的確保に関する目標	1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の安定的確保に関する目標を達成するための措置					
自立性・自主性を高める財政基盤を確立するため、外部研究資金を中心とした自己資金の安定確保に努める。	63 競争的研究資金に関する情報収集を迅速かつ的確に行うとともに、産業界・地方公共団体等との連携協力の強化を図り、寄附金、共同研究、受託研究等の外部研究資金の獲得に努める。	23	63	競争的研究資金に関する情報の収集を迅速に行うとともに、学内研究者へ適切に情報を提供する。また、外部資金獲得の具体的改善策を検討し、実施する。	競争的資金に関する情報を研究戦略室ニュースや外部資金係ホームページで周知を行った。また、外部資金獲得に向けて科研費アドバイザーによる申請書チェックを行うとともに、特に若手研究者で3年以上の未採択者について個人指導を実施した。さらに、リサーチ・アドミストレーター(URA)の活用についても検討を行った。	III
<b>2 経費の抑制に関する目標</b>	<b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b>					
<b>(1)人件費の削減</b>	<b>(1)人件費の削減</b>					
「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	64 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。	23	64	総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の人の人件費予算相当額(法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出)から、概ね1%の人件費の削減を図る。	系長等との人事関係ヒアリングを実施し、教員の人員管理・人事計画に基づき教員人事を実施した。一般職員については、他大学等との人事交流の実施に向けて、東海地区人事担当課長会議等で提案するなど検討を行った。平成23年度の人件費についても削減目標を達成している。	III

(2)人件費以外の経費の削減	(2)人件費以外の経費の削減						
業務の一層の見直しを図り、管理的経費の抑制に努める。	65 効率的な法人運営のため、引き続き業務の見直しを行いつつ、費用対効果を検証するとともに経費の抑制を図る。	23	65	業務の見直しを行い、管理的経費の支出予算の見直しを行うとともに費用対効果を考慮し経費の抑制を図る。	物品の再利用の促進及び複写機、電力等の契約方法の見直しを行うことにより、経費の削減を行うとともに、平成22年度より実施している消費税の申告方法の変更による納税額節減を引き続き実施した。また、執行状況及び執行見込調査を実施し、詳細を把握しながら学内補正予算策定時に反映するなど、管理的経費の支出予算の見直しを行った。 水道料金経費削減の方策として、「地下水浄化サービス事業一式(請負期間:平成24年8月1日から平成34年7月31日)」の請負契約を民間会社と締結した。これにより、初期投資不要で地下水利用のシステムを導入し、今後の水道料金の削減(総額約1億3千円:10年間×12,954,480円/年の見込)が可能となつた。	IV	
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置						
資産の効率的かつ効果的な運用管理に努める。	66 市場調査・分析を的確に行うことにより、経営基盤の強化につながる資金の運用を図るなど、現有資産を適切に活用する。	23	66	市場調査・分析を行い、金融情勢・経済情勢に対応した資金運用を安全・確実に行うとともに、過年度の市場調査・分析手法を検証する。また、分散している既存宿舎用地の有効活用案を策定する。	「平成23年度における余裕金の運用方針について」に基づき、安全性、流動性を十分確保した資金運用を行うとともに、市場調査・分析を行い、金融情勢・経済情勢に対応した資金運用を行った。なお、過年度の市場調査・分析による資金運用状況を確認したところ、問題等は発生していないので、市場調査・分析手法は適切であったと判断し、これまで行ってきた手法により市場調査・分析を行うこととしている。また、現在2棟中1棟が空室で、不動産業者を通じて入居者募集中であることから、新たな有効活用案を策定することとしていた既存の宿舎(牛川宿舎)については、入居者決定に至っている。	III	
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためのべき措置						
1 評価の充実に関する目標	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置						
大学活動全般に対する改善に資するため、評価活動を一層推進する。	67 組織等評価、個人評価などの自己点検・評価システムを計画的に運用し、評価結果を活用することで大学運営の一層の改善・充実を図る。	23	67	業務運営等に関する自己点検・評価及び教職員の個人評価を実施し、その評価結果を処遇等に反映するとともに、検証・改善等を行う。	「自己評価書」を作成して自己点検・評価を実施するとともに、「業務実績報告書」を作成し、文部科学大臣に提出した。また、教育職員及び一般職員の個人評価を実施し、評価結果を処遇に反映した。加えて、教育職員のモチベーション向上及び一層のレベルアップを図るため、平成23年度より新たに、個人評価の元となる各種業績データ統計の学内公表を実施した。	III	
68 教育研究活動等の質を保証するために、大学機関別認証評価等の第三者評価を受け、その結果を活用し改善を図る。	23	68	国立大学法人評価委員会による平成22事業年度評価を受けるとともに、その評価結果を活用し必要な改善を行う。また、大学機関別認証評価に向け、関係資料の作成等を行う。	平成22事業年度に係る業務の実績に関する評価結果の提示があり、全4項目とも「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との結果であった。また、大学機関別認証評価については、平成24年度受審に向け、説明会等に参加するとともに、全学的な対応を要することから、専門部会を立ち上げ検討を重ね、3回の部会開催等を経て、自己評価書(たたき台)を作成した。	III		
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標	2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置						
社会に対し開かれた大学として、大学情報の積極的な公開及び発信を行う。	69 それぞれの受け手のニーズに対応した効果的な情報提供を行うとともに、プランディング戦略を意識した大学情報の発信と広報活動を推進する。	23	69	対象者を意識した効果的な広報活動を促進するとともに、留学生等海外に向けた情報発信機能のさらなる強化を図る。	対象者を意識し、「大学概要」を見直し、基礎データ集としての意味合いを強めた紙面構成とした。地元ラジオ局を活用し、地域住民に向け、広く大学の活動状況を広報した。また、e-Newsletter(海外向けオンラインマガジン)の発行回数を増やすとともに、米科学誌「Science」へ広告記事を掲載し、大学の教育・研究活動状況を広く海外にアピールした。この結果、海外でのウェブサイトで本学の研究内容が多数取り上げられた。	IV	

	70	学内情報の共有化をさらに推進し、社会に対する説明責任を果たすため、迅速かつ的確な広報活動の体制を強化する。	23	70	学内情報の共有化を進めるとともに、各種情報の公開を行うことにより広報意識の向上を図り、広報活動体制の強化を図る。	学内会議やイベント情報や、資料用テンプレート等の共有化を進めた。また、広報推進部会員を活用し、学内情報の収集及び連絡調整の円滑化を図るとともに、学内広報情報収集専用メールアドレスを再周知し、広報意識の向上を図った。	III
V その他業務運営に関する重要目標	V その他業務運営に関する重要な目標を達成するためのべき措置						
1 施設設備の整備・活用等に関する目標	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置						
キャンパス・マスター・プランに基づく施設設備整備を推進し、良好なキャンパス環境を形成する。	71	本学の基本理念に基づき策定したキャンパス・マスター・プランに沿って、国の財政状況や社会及び施設需要の変化等を踏まえ、新たな整備手法を推進するとともに、省エネルギー等の環境に配慮した教育研究施設・設備の充実を推進する。	23	71	省エネルギー対策状況及びバリアフリー対応状況等を調査・分析し、当該結果を踏まえた施設整備計画を策定する。	現在実施している省エネルギー対応状況を踏まえ、新たに具体策を策定した。また、身障者便所等の設置場所や優先順位判定基準を定めた施設バリアフリー化推進計画を策定した。さらに、これらの計画に基づき、空調改修時の遠隔監視システム設置や事務局棟身障者便所設置などの施設整備を実施するまでに至った。	IV
	72	教育・研究組織の再編等に伴う教育・研究の高度化・活性化等に対応させるため、安全・安心対策に配慮するとともに、費用対効果を勘案しつつ、計画的に老朽施設の改善を推進する。	23	72	教育・研究施設の高度化等に対応させるため、安全・安心対策に配慮した老朽施設改善に係る評価基準を策定する。	「大学施設の性能評価システム」を参考にして、施設の評価項目に対する評価基準並びに、老朽化施設改修の優先順位判定基準を策定した。さらに、これらに基づき上記の施設整備までを実施するまでに至った。	IV
	73	施設の点検・評価システムを継続して実施するとともに、全学的な視点に立った施設マネジメントシステムに基づく弾力的・効率的なスペースマネジメントを行う。	23	73	新たに構築した施設マネジメント基本方針に基づいて全学のスペース利用状況を調査し、当該結果を分析・検討する。	「施設有効利用に関する規則」に定められた室等使用計画書を基に、全学の室等利用状況について分析・検討を行った。その結果、学生実験棟2階に大講義室を確保し、地域防災研究拠点としての施設及び部屋を確保した。この他、課外活動クラブ用の施設又は室の確保についても検討を行い、全学的な視点に立ったスペースマネジメントにより、スペースの有効利用を図った。	IV
2 安全管理に関する目標	2 安全管理に関する目標を達成するための措置						
大学として社会的責任を果たすため、リスク管理の充実等を一層推進し、総合的な取組みを行う。	74	労働安全衛生法等の法令に基づき、大学構成員の健康の保持増進、危険の防止等を推進する観点から、安全衛生管理推進本部等の組織の検証を行う。	23	74	大学構成員の健康の保持増進、危険の防止等を推進する観点から、安全衛生管理推進本部等の組織の検証を行う。	平成22年度に国立大学法人豊橋技術科学大学安全衛生基本方針を作成し、安全衛生管理推進本部を中心とした安全管理体制の強化を図ることを明確にしており、これまでの検証を踏まえ、安全衛生委員会に放射線専門部会を設置し、教職員・学生の放射線障害防止体制を強化した。また、継続的に取り組んでいる衛生管理者等の資格者の確保については、准教授から助教、係長から係員クラスまで幅広い職層からの資格取得者を確保することができた。	III
	75	大学構成員の安全確保及びリスク管理能力の向上に資するため、研究室等の点検・整備を行うとともに、定期的な研修や訓練を行い、安全・衛生等に係る意識改革を行う。	23	75-1	巡視等により共通する問題点を整理し対策を検討するとともに、安全管理に関する講習会を実施し、教職員及び学生の安全教育に努める。	安全教育に必要な、各種講習会を実施した。学長及び理事等による職場巡視を行い、安全体制の確認や意識高揚に努めるとともに、平成22年度試験的に実施したリスクアセスメント講習会を全学(系毎)で実施するなど、定期的・継続的に安全衛生に関する研修や訓練を行い、安全・衛生等に対する意識改革に努めた。また、各種講習会を行った項目については23年度中に重大な事故は発生しておらず、各種講習会等の参加者も想定員数より多いなど意識改革が進んでいる。	III
		23	75-2	教職員及び学生のメンタルヘルス等に関する研修会を実施する。	喫煙講演会、自殺防止講演会などを実施し、メンタルヘルス、喫煙対策を実施するなどして教職員の安全・衛生に係る意識の高揚に努めており、各講習会の参加者も想定人数より多いなど意識改革が進んでいる。また、医師による相談日を増やしたり、喫煙指定場所の3箇所削減、学生相談体制の強化などを行った。	III	

3 法令遵守に関する目標	3 法令遵守に関する目標を達成するための措置					
コンプライアンス・マネジメントを徹底し、社会からの信頼を確保した大学運営を行う。	76 教職員一人一人の社会的責任、法令遵守に対する意識の向上を図り、自己点検等の体制を整備する。	23	76	コンプライアンス推進のため、研修計画に基づいた研修を実施する。	職員の研修計画に基づき、新規採用の職員又は教員を対象とした研修及び全教職員を対象にした職員連絡会を定期的に実施し、コンプライアンス及び公的研究費の不正防止について、意識啓発を図った。	III
	77 コンプライアンス推進のため、外部有識者を加えるなど、内部体制の整備充実を図る。	23	77	内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するとともに、公的研究費の不正防止体制等について検証する。	内部監査規程に基づき、年次監査(業務監査及び会計監査)を実施し、財務会計に係る定期監査、臨時監査、図書資産等の実査を行った。平成23年度における公的研究費の不正防止計画の検証を行い、当該結果に基づいて平成24年度の計画を策定した。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づいて作成された「体制整備等自己評価チェックリスト」により、本学の公的研究費の管理・監査の体制整備状況を確認した。	III
	78 情報セキュリティを高めるために、大学の基本情報の適切な管理を行うとともに、情報セキュリティポリシーの徹底と改善を図る。	23	78	新ネットワークにおけるセキュリティ対策について見直しを行う。	無線LANの暗号化規格をWEPからWPA2に変更し、セキュリティ強度を高めた。また、不正アクセスの早期検知を行うため、ファイアウォールの設定変更、フロー集積装置の設置などを行った。更にセキュリティアンケートを通して、ネットワーク利用における遵守事項の再確認を促した。	III
<b>X その他</b>						
<b>2 人事に関する計画</b>						
<p>優れた教職員を確保するための人事計画に基づき、全学的な視点からの採用等人事を計画的、戦略的に実施するとともに、任期制の拡充・普及、テニュア・トラック制の導入及び男女共同参画の推進等により流動性、多様性を推進する。</p> <p>また、教職員全体の活性化に資するため、人事評価結果等を活用するとともに、事務職員の人事制度改革(人材育成、人事異動、給与等)に反映させる。</p>		23	79	人事計画に基づいた教員人事を実施するとともに、男女共同参画を推進し女性教員の採用を検討するなど、教員構成の多様化を図り、教員の流動化を推進するため任期付教員の取扱いを検討する。また、事務組織の活性化に資するため、第二期事務改革アクションプランに基づき人事制度改革を推進する。	人事計画に基づいた教員人事を実施するとともに、教員公募要領に男女共同参画を推進している旨の文言を付記することの要請を行い、外国人研究員の採用枠を新設するなど、教員構成の多様化を図った。また、教員の流動化推進のため、再任回数を原則1回とした。さらに、事務組織活性化のため、「専門員・専門職員」を新たに設置するとともに、技術支援室設置に伴い研究協力課に新たに技術支援グループを設置した。	III
<p>(参考)中期目標期間中の人件費総額の見込み 15,840百万円 (退職手当は除く。)</p>		23	(参考1) 平成23年度の常勤職員数 336人 また、任期付職員数の見込みを 42人とする。	(参考2) 平成23年度の人件費総額の見込み 3,394百万円 (退職手当は除く。)		